



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 告示

591 随意契約の相手方の決定	（税務課）..... 1
592 令和6年度自衛官募集	（市町村課）..... 8
593 救急病院の認定	（医務課）..... 10
594 〃	（ 〃 ）..... 10
595 藤崎井土地改良区の定款変更の認可	（農業農村整備課）..... 10
596 漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意	（資源管理課）..... 11
597 道路の区域変更	（道路保全課）..... 11
598 道路の供用開始	（ 〃 ）..... 11
599 都市計画事業の事業計画の変更認可	（下水道課）..... 12

○ 人事委員会告示

\*8 平成11年和歌山県人事委員会告示第5号（労働基準監督機関の職権行使区分）の一部改正 ..... 12

## 告 示

**和歌山県告示第591号**

県税運営システム等電算処理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年6月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
県税運営システム等電算処理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県総務部総務管理局税務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社南大阪電子計算センター  
大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム

ア 法人二税

（ア） 予定申告書等入力処理	1回当たり	9,900円
（イ） 予定申告書等作成処理	1回当たり	22,100円
（ウ） 確定申告書等パンチ処理	1件当たり	63円

(エ) 確定申告書等入力処理	1回当たり	39,600円
(オ) 確定申告書等作成処理	1回当たり	82,600円
(カ) 申告書入力特別処理	1回当たり	27,300円
(キ) 更正・決定処理	1回当たり	71,800円
(ク) 是認入力処理	1回当たり	108,500円
(ケ) 月例統計処理	1回当たり	151,000円
(コ) 交付税調作成処理	1回当たり	297,000円
(サ) 課税状況調作成処理	1回当たり	297,000円
(シ) 法人登録に関する処理	1回当たり	57,000円
(ス) 未処理法人調査に関する処理	1回当たり	74,200円
(セ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	71,800円
(ソ) オンライン処理	1回当たり	7,289円
(タ) 予算積算資料作成処理	1回当たり	79,200円
(チ) 年報ファイル作成処理	1回当たり	29,700円
(ツ) 大口法人・減免法人調査処理	1回当たり	44,500円
(テ) 増減理由調査処理	1回当たり	26,700円
(ト) 未登録法人調査処理	1回当たり	19,800円
(ナ) 国税突合処理	1回当たり	39,600円
(ニ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(ヌ) 外形標準課税等別表入力処理	1回当たり	47,100円
(ネ) 外形標準課税等別表作成処理	1回当たり	32,200円
(ノ) 電子申告データ反映処理	1回当たり	99,000円
(ハ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	49,500円
イ 県民税利子割		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1回当たり	43,100円
(ウ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(エ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(カ) 月例処理	1回当たり	79,200円
(キ) 課税状況前年対比処理	1回当たり	54,000円
(ク) 収納マスタ更新処理	1回当たり	30,200円
(ケ) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(コ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	9,900円
ウ 証券二税		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1回当たり	43,100円
(ウ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(エ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(カ) 月例処理	1回当たり	79,200円
(キ) 課税状況前年対比処理	1回当たり	54,000円
(ク) 収納マスタ更新処理	1回当たり	30,200円

(ケ) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(コ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	10,800円
エ 不動産取得税		
(ア) 調定データ取込処理(原始)	1回当たり	19,800円
(イ) 調定データ取込処理(承継)	1回当たり	19,800円
(ウ) 調定データ入力処理	1回当たり	86,700円
(エ) 月例処理	1回当たり	139,000円
(オ) 課税チェックリスト作成処理	1回当たり	15,700円
(カ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	42,100円
(キ) オンライン処理	1回当たり	3,585円
(ク) 総務省報告処理	1回当たり	47,467円
(ケ) 年次統計処理	1回当たり	44,500円
(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,100円
オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1回当たり	136,200円
(イ) 個人事業税調査表処理	1回当たり	4,900円
(ウ) 定例調定処理(前期)	1回当たり	630,300円
(エ) 定例調定処理(後期)	1回当たり	389,500円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	42,100円
(カ) オンライン処理	1回当たり	3,585円
(キ) 国税連携処理	1回当たり	4,900円
(ク) 申告データ台帳作成処理	1回当たり	10,000円
(ケ) 年次統計処理	1回当たり	29,700円
(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	27,700円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1回当たり	27,300円
(イ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	5,000円
(エ) 更正・決定処理	1回当たり	5,000円
(オ) 月例処理	1回当たり	71,800円
(カ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	19,800円
(キ) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(ク) 年次処理	1回当たり	29,700円
(ケ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,900円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1回当たり	42,100円
(イ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1回当たり	71,800円
(カ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	27,300円
(キ) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(ク) OCR処理	1回当たり	27,300円

(ケ) 年次処理	1回当たり	29,700円
(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	20,700円
ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1回当たり	12,400円
(イ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	12,400円
(ウ) オンライン処理	1回当たり	622円
(エ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(オ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	4,900円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理(鉦区税)	1回当たり	12,400円
(イ) 調定処理(狩猟税)	1回当たり	12,400円
(ウ) 調定処理(県たばこ税)	1回当たり	12,400円
(エ) 電子申告取込処理(県たばこ税)	1回当たり	10,000円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	12,400円
(カ) オンライン処理	1回当たり	622円
(キ) 課税状況調パンチ処理	1件当たり	640円
(ク) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,900円
(ケ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
(コ) RPA作成実行機能運用	1本当たり	908,000円
(サ) RPA実行機能運用	1本当たり	248,000円
(シ) RPAシナリオ作成処理	1人日当たり	50,000円
コ 収納管理		
(ア) 消込処理	1回当たり	29,215円
(イ) 還付充当処理	1回当たり	149,760円
(ウ) 月次集計処理	1回当たり	94,000円
(エ) 過誤納リスト等処理	1回当たり	49,500円
(オ) 報償金算定処理	1回当たり	44,200円
(カ) 決算統計処理	1回当たり	535,700円
(キ) 収納実績処理	1回当たり	112,100円
(ク) オンライン処理	1回当たり	3,546円
(ケ) マスタ切り処理	1回当たり	300,000円
(コ) 住所コード更新処理	1回当たり	32,200円
(サ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(シ) 納付情報登録処理	1回当たり	4,763円
(ス) 仮消込反映処理	1回当たり	830円
(セ) 本消込反映処理	1回当たり	489円
(ソ) 滞納者マスタ作成処理	1回当たり	2,014円
(タ) 延滞金月次調定処理	1回当たり	80,100円
(チ) 滞納繰越調定処理	1回当たり	81,000円
(ツ) 特別法人事業税等月次集計処理	1回当たり	19,800円
サ 滞納整理		
(ア) 督促状・催告状等作成処理	1回当たり	86,700円
(イ) 延滞金通知書対象リスト作成処理	1回当たり	62,000円
(ウ) 延滞金通知書作成処理	1回当たり	17,200円

(エ) 収入状況一覧表作成処理	1回当たり	42,900円
(オ) オンライン処理	1回当たり	3,585円
(カ) 不納欠損処理	1回当たり	74,200円
(キ) 滞納整理進行管理状況処理	1回当たり	121,100円
(ク) 本税時効到来分リスト作成	1回当たり	35,600円
(ケ) 延滞金時効到来分リスト作成	1回当たり	88,200円
(コ) 未納データベース作成処理	1回当たり	98,823円
(サ) 進行管理表用データベース作成処理	1回当たり	9,317円
(シ) 未進捗リスト用データベース作成処理	1回当たり	19,800円
(ス) マスタ切り処理	1回当たり	29,700円
(セ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第739条の5関係処理	1回当たり	9,900円
シ 県税統合宛名管理		
(ア) 既存宛名連携処理	1回当たり	4,889円
(イ) 申告データ番号真正性確認処理	1回当たり	39,600円
(ウ) 統合・分割処理	1回当たり	2,444円
(エ) 各種チェックリスト作成処理	1回当たり	49,500円
(オ) 住基突合用データ作成処理	1回当たり	39,600円
(カ) マスタ切り処理	1回当たり	80,000円
(キ) オンライン処理	1回当たり	2,444円
(ク) 法人データ突合処理	1回当たり	19,800円
(ケ) 住基異動情報等取込処理	1回当たり	39,600円
(コ) 団体内統合宛名税情報登録処理	1回当たり	19,800円
ス メール		
(ア) 各種帳票集配送	1回当たり	190,000円
セ システム作成		
(ア) プログラム作成処理	1人日当たり	50,000円
ソ 機器管理		
(ア) サーバ機等運用(4月~8月)	1台当たり	88,820円
(イ) サーバ機等運用(9月~12月)	1台当たり	67,490円
(ウ) サーバ機等運用(1月~3月)	1台当たり	70,510円
(エ) 端末機等運用(4月~8月)	1台当たり	12,910円
(オ) 端末機等運用(9月~3月)	1台当たり	12,850円
(カ) モバイル端末機等運用	1台当たり	6,460円
(キ) プリンタ等運用	1台当たり	13,830円
(ク) ネットワーク機器運用(4月~8月)	1台当たり	10,250円
(ケ) ネットワーク機器運用(9月~12月)	1台当たり	9,980円
(コ) ネットワーク機器運用(1月~3月)	1台当たり	10,070円
(サ) サーバ機等保守(4月~8月)	1台当たり	21,240円
(シ) サーバ機等保守(9月~12月)	1台当たり	31,410円
(ス) サーバ機等保守(1月~3月)	1台当たり	25,720円
(セ) 端末機等保守(4月~8月)	1台当たり	2,790円
(ソ) 端末機等保守(9月~3月)	1台当たり	2,240円
(タ) モバイル端末機等保守	1台当たり	1,060円
(チ) プリンタ等保守	1台当たり	600円

(ツ) ネットワーク機器保守 (4月～8月)	1台当たり	1,510円
(テ) ネットワーク機器保守 (9月～3月)	1台当たり	1,000円
(ト) 回線運用	1回線当たり	37,700円
(ナ) 付属機器運用	1個当たり	14,250円
(ニ) 情報セキュリティ対策	1台当たり	614,000円
(ヌ) 休日等ホスト稼働	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1回当たり	167,400円
ウ 異動データ処理	1回当たり	39,200円
エ 数量突合処理	1回当たり	27,300円
オ 申告書プレプリント処理	1回当たり	36,200円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連処理1	1回当たり	118,200円
(イ) 分配情報作成及び関連処理2	1回当たり	51,900円
(ウ) 分配情報突合データ作成処理	1回当たり	118,800円
(エ) 分配情報チェックリスト作成処理	1件当たり	7円
(オ) 分配情報修正データ作成処理	1件当たり	14円
(カ) 分配情報修正処理1	1回当たり	58,500円
(キ) 分配情報修正処理2	1回当たり	25,950円
(ク) カナ情報修正データ作成処理	1件当たり	14円
(ケ) カナ情報付与処理1	1回当たり	78,900円
(コ) カナ情報付与処理2	1回当たり	34,600円
(サ) 車種名付与処理1	1回当たり	33,200円
(シ) 車種名付与処理2	1回当たり	14,500円
(ス) 追加情報データ作成処理	1件当たり	9円
(セ) 追加情報データ作成処理 (個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ソ) 追加情報付与処理1	1回当たり	32,370円
(タ) 追加情報付与処理2	1回当たり	14,450円
(チ) 税率・郵便番号等付与処理1	1回当たり	26,430円
(ツ) 税率・郵便番号等付与処理2	1回当たり	11,580円
(テ) 課税マスタ異動処理1	1回当たり	404,300円
(ト) 課税マスタ異動処理2	1回当たり	177,800円
(ナ) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	0.8円
(ニ) 減額通知書作成処理	1件当たり	21円
(ヌ) 公金送金通知書等作成処理	1件当たり	32円
(ネ) リスト用データ作成処理	1回当たり	38,160円
(ノ) 納税者番号付与処理1	1回当たり	177,600円
(ハ) 納税者番号付与処理2	1回当たり	78,100円
(ヒ) 異動履歴処理1	1回当たり	88,500円
(フ) 異動履歴処理2	1回当たり	38,900円
(ヘ) 自動車税環境性能割月例処理1	1回当たり	47,900円
(ホ) 自動車税環境性能割月例処理2	1回当たり	20,900円

(マ) OSSデータ反映処理	1回当たり	30,000円
(ミ) 軽OSSデータ反映処理	1回当たり	30,000円
(ム) 納税者番号不一致リスト作成処理	1回当たり	5,000円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	1回当たり	67,500円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者データ作成処理	1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成処理	1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	1件当たり	13.8円
(キ) 納税通知書等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	13.8円
(ク) 納税通知書等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(ケ) 定期賦課処理	1回当たり	1,388,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	1回当たり	180,000円
(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1回当たり	5,647円
(タ) 公示サインによるコメントレコード作成処理1	1回当たり	56,700円
(チ) 公示サインによるコメントレコード作成処理2	1回当たり	24,900円
(ツ) 要調査サイン修復処理	1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成処理(現年及び滞納)	1回当たり	53,300円
(ト) 職権保留更新処理(現年及び滞納)	1回当たり	90,000円
(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1回当たり	133,650円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	1回当たり	673,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	1回当たり	41,400円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成処理	1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替データ作成処理	1回当たり	81,000円
(ケ) 金融機関コード別集計表作成処理	1回当たり	22,000円
(コ) 金融機関コード整備処理	1回当たり	21,300円
(サ) 振替口座データ一括変換処理	1回当たり	60,000円
(シ) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成処理	1件当たり	1円
(ウ) 収入状況リスト用データ作成処理	1回当たり	118,800円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	15.9円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円

(カ) 未納データ抽出処理	1回当たり	118,800円
(キ) 督促状等控えリスト作成処理	1件当たり	1.2円
(ク) 督促状等発付前納付リスト作成処理	1回当たり	11,800円
(ケ) 口座振替分データ変換処理	1回当たり	35,600円
(コ) 自動車税済通年度処理	1回当たり	117,000円
(サ) 電子納税確認連携処理	1回当たり	118,800円
オ 統計その他		
(ア) 各種統計資料作成処理	1回当たり	119,600円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
(ウ) 各種リスト用データ作成処理	1回当たり	119,700円
(エ) 各種プルーフリスト作成処理	1回当たり	9,800円
(オ) 大口リスト作成処理	1件当たり	1.8円
(カ) 身体障害者減免データベース作成処理	1回当たり	12,700円
(キ) 身体障害者減免未納者一覧表作成処理	1回当たり	118,400円
(ク) 自動車税滞納者マスタ作成処理	1回当たり	13,800円
(ケ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(コ) オンライン処理	1回当たり	44,430円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	128,700円
(シ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
カ 自動車税環境性能割関係		
(ア) 自動車税環境性能割データコンバート処理	1回当たり	14,800円
(イ) 自動車税環境性能割オンライン処理	1回当たり	622円
(ウ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	54,400円
キ システム作成		
(ア) プログラム作成処理	1人日当たり	50,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

## 和歌山県告示第592号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の令和6年度募集について、次のとおり告示する。

令和6年6月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 募集種目

自衛官候補生

## 2 試験種目

(1) Web試験（インターネットを利用する方法により行う試験をいう。以下同じ。）

国語、数学、地理歴史及び公民、作文並びに適性検査

(2) 口述試験及び身体検査（以下「口述試験等」という。）

## 3 受付期限、Web試験期間並びに口述試験等の期日及び試験場



受付期限	Web試験期間	口述試験等の期日	口述試験等の試験場
令和6年6月24日（月）	令和6年6月27日（木）から 同月30日（日）まで	令和6年7月4日（木）	和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1）
		令和6年7月5日（金）	
		令和6年7月6日（土）	
		令和6年7月7日（日）	
令和6年8月8日（木）	令和6年8月18日（日）から 同月21日（水）まで	令和6年8月24日（土）	自衛隊和歌山地方協力本部（和歌山市築港一丁目14-6）
令和6年9月12日（木）	令和6年9月16日（月）から 同月21日（土）まで	令和6年9月29日（日）	和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1）
令和6年10月31日（木）	令和6年11月3日（日）から 同月6日（水）まで	令和6年11月9日（土）	自衛隊和歌山地方協力本部（和歌山市築港一丁目14-6）
令和6年12月5日（木）	令和6年12月8日（日）から 同月11日（水）まで	令和6年12月14日（土）	
令和7年1月9日（木）	令和7年1月12日（日）から 同月15日（水）まで	令和7年1月18日（土）	
令和7年2月6日（木）	令和7年2月9日（日）から 同月12日（水）まで	令和7年2月15日（土）	
令和7年2月20日（木）	令和7年2月23日（日）から 同月26日（水）まで	令和7年3月1日（土）	

※ 同一の受付期限において口述試験等の期日が複数ある場合には、それらの期日のいずれか1日

#### 4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の者（32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達しない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

#### 5 受験手続

##### (1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名称	所在地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
橋本地域事務所	〒648-0072 橋本市東家五丁目2-2 橋本地方合同庁舎3階	0736-32-0744
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020

田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

## (2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を（1）の機関（市町村役場を除く。）に持参し、又は郵送すること。

## (3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに自衛隊和歌山地方協力本部に連絡すること。

## 6 採用予定者への通知

(1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。

(2) 不合格者には、通知しない。

(3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用候補者には、採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。

## 7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物使用検査を実施する。

(3) 各試験は、状況により中止する場合がある。

## 和歌山県告示第593号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年6月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 月山チャイルドケアクリニック
- 2 所在地 和歌山市秋月482-1
- 3 有効期限 令和9年5月31日

## 和歌山県告示第594号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年6月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 稲穂会病院
- 2 所在地 紀の川市粉河756-3
- 3 有効期限 令和9年5月31日

## 和歌山県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、藤崎井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和6年6月4日

和歌山県告示第596号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和6年6月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
和歌山県田辺市新庄町3435-31 永井勝 和歌山県田辺市新庄町2161 大戸昌美	新庄 加入区	新庄漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和6年6月4日から同月19日まで

(2) 縦覧場所

和歌山県農林水産部水産局資源管理課  
日本漁船保険組合和歌山県支所  
新庄漁業協同組合事務所

和歌山県告示第597号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年6月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡広川町大字山本字下代1036番1地先から同町大字山本字下代1041番1地先まで	旧	8.81 } 12.20	93.20	
同上	新	10.28 } 14.62	93.20	

和歌山県告示第598号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年6月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 御坊湯浅線

供用開始の区間 有田郡広川町大字山本字下代1036番1地先から同町大字山本字下代1041番1地先まで

供用開始の期日 令和6年6月4日

和歌山県告示第599号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年6月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 施行者の名称

海南市

2 都市計画事業の種類及び名称

海南都市計画下水道事業 海南市雨水公共下水道

3 事業施行期間

自 令和2年3月31日

至 令和9年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

令和2年和歌山県告示第482号の事業地に、和歌山県海南市船尾字築地、船尾字中浜の一部を加える。

(2) 使用の部分

なし

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第8号

平成11年和歌山県人事委員会告示第5号（労働基準監督機関の職権行使区分）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年6月4日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

第1項第1号の表文書館の項の次に次のように加える。

世界遺産センター	12
----------	----

第1項第1号の表中環境衛生研究センターの項を削り、同表南紀熊野ジオパークセンターの項の次に次のように加える。

環境衛生研究センター	12
------------	----

第1項第1号の表中

工業技術センター	12
----------	----

を

世界遺産センター	12
----------	----

工業技術センター	12	に改める。
----------	----	-------

第1項第2号の表中男女共同参画センターの項を削り、同表子ども・女性・障害者相談センター（一時保護課を除く。）の項中「子ども・女性・障害者相談センター」を「中央児童相談所」に改め、同表紀南児童相談所の項の次に次のように加える。

ジェンダー平等推進センター
DV相談支援センター

第1項第2号の表難病・子ども保健相談支援センターの項中「難病・子ども保健相談支援センター」を「難病・こども保健相談支援センター」に改める。

第2項の表動物愛護センターの項の次に次のように加える。

中央児童相談所（一時保護課に限る。）	13
--------------------	----

第2項の表中子ども・女性・障害者相談センター（一時保護課に限る。）の項を削り、同表女性保護施設なぐさホームの項中「女性保護施設なぐさホーム」を「なぐさホーム」に改め、同項の次に次のように加える。

障害児者サポートセンター	13
--------------	----